

亶理町観光PRキャラクター「わたりん・ゆうりん」利用規程

(目的)

第1条 この規程は、亶理町観光PRキャラクター「わたりん・ゆうりん」(以下「わたりん等」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(わたりん等に関する権利)

第2条 わたりん等に関する一切の権利は、亶理町観光協会に属する。

(わたりん等の利用許可)

第3条 利用を許可するわたりん等のデザインは、原作者である谷掛友紀氏が作製し、亶理町観光協会に所有権のあるデザインとする。

2 わたりん等の利用は、亶理町観光協会の正会員、賛助会員および亶理町観光協会会長(以下「会長」という。)が認めた場合に限り使用を許可する。

(利用の申請)

第4条 わたりん等の利用を希望する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ利用申請書(別記様式第1号)を会長に提出し、会長の許諾を受けなければならない。

2 申請者は、財産上・金銭上の利益を得ることを目的とする商品および食品、広告物等(以下「営利目的物件」という。)にわたりん等を利用する場合は、前項の利用申請書に添えて、次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクター等の利用状況がわかる完成見本等
- (3) 物件が食品の場合、保健所の営業許可証等
- (4) その他会長が必要と認める書類

(利用の承諾)

第5条 会長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、亶理町の観光PRに寄与するものと認める時は、利用の許諾をするものとする。

2 会長は、利用の許諾の際に、必要があると認める場合には、わたりん等の利用方法等について、条件を付することが出来る。

3 会長は、営利目的物件に係る利用申請を許諾する場合は、利用許諾書(別記様式第2号)を申請者へ送付する。また、非営利を目的とする物件に係る利用申請を許諾する場合は、非営利目的利用許諾書(別記様式第3号)を申請者へ送付する。

(利用許諾の制限)

第6条 わたりん等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 亙理町ならびに亙理町観光協会の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は支援する恐れがあると認められる場合
- (5) 図柄の著しい変形により、わたりん等のイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (6) その他会長が承認しないことが適切であると判断した場合

2 会長は、前項の規程により利用を許諾しなかった場合は、不許諾通知書（別記様式第4号）を申請者へ送付する。

(利用料)

第7条 わたりん等の利用料は無料とする。

(利用上の遵守事項)

第8条 第5条の規程により利用許諾を受けた申請者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用し、他の用途には利用しないこと
- (2) 許諾を受けた権利を譲渡または転貸しないこと
- (3) 営利目的物件の場合は、当該利用に係る物件の完成見本を速やかに会長に提出することとし、提出が困難な物件については、写真等を提出すること
- (4) 営利目的物件に際して、許諾番号（©2014 亙理町観光協会 #〇〇〇）を必ず明記すること
- (5) 非営利を目的とした物件の場合は、財産上・金銭上の利益を得ることを目的とした用途に使用しないこと。
- (6) 上記事項を遵守しなかった場合および利用規程における利用許諾制限事項等に該当するに至った場合は、申請者に対し是正を求めるための警告を行う。この警告に応じない場合は、許諾の取消しその他必要な措置を行使する場合がある。

(許諾内容の変更)

第9条 申請者が許諾内容の変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第5号）を会長に提出し、会長の許諾を受けなければならない。

2 会長は前項の申請があった場合は、その内容を審査し、変更許諾する場合は、変更許諾書（別記様式第6号）を申請者へ送付する。

（許諾の取消し）

第10条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができる。

- (1) 申請者がこの規程に違反した場合
- (2) 申請者が第5条第2項の利用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請者が第6条各号に該当するに至った場合
- (4) 申請者から提出された申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (5) その他、会長がわたりん等の利用取り消しが適当と認めた場合

2 会長は、前項の規程により利用許諾を取り消した場合は、取消通知書（別記様式第7号）を申請者へ送付する。

3 申請者は、取消通知書に記載されている日からわたりん等を使用することができないものとし、会長は申請者に対し、利用物件の回収等の措置を請求することができる。

4 会長は、利用許諾を取り消したことで申請者に生じた損害等について、一切責任を負わない。

（利用期間）

第11条 わたりん等の利用期間は設けないものとする。

2 申請者は、わたりん等の利用を終了する場合は、利用終了届出書（別記様式第8号）を会長に提出しなければならない。

（利用状況の調査）

第12条 会長は、申請者にわたりん等の利用状況等についての調査、報告等を請求することができる。

（情報の公開）

第13条 会長は、わたりん等の利用状況等について、広く利用推進を図ることを目的として、その情報を公開できるものとする。

（経費等の負担）

第14条 申請者のわたりん等利用に際し、この規程により発生する費用又は役務に関し、亘理町観光協会は一切負担しない。

(損失補償等の責任)

第15条 亙理町観光協会は、わたりん等の利用に起因する損失補償等について、一切責任を負わない。

2 申請者は、わたりん等の利用に際し亙理町観光協会に損害を与えた場合は、過失の有無を問わず、これによって生じた損害を亙理町観光協会に賠償しなければならない。

(利用の非独占性)

第16条 この規程による利用許諾は、申請者による商標や意匠の申請、登録を会長が許可するものではない。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、わたりん等の利用取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附則 この規程は、令和6年1月1日から施行する。